

特許審査を迅速化するための総合施策について（とりまとめ）

2003年12月11日
知的財産戦略本部
権利保護基盤の強化
に関する専門調査会

世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて、審査の順番待ち期間を最終的にはゼロとすることを目指し、その短縮に関する中・長期目標の設定、それらの目標を実現するための年度計画の策定及びその達成状況を検証するための枠組みを構築するとともに、それを実現するための各種施策を総合的に実施する必要がある。法律の手当てを必要とするものについては特許審査迅速化法案（仮称）として2004年通常国会に提出すべきである。

I 総合施策の必要性

1. 技術革新の加速化と権利の早期確定の重要性

(1) 経済のグローバル化や熾烈な国際競争の中で、国際的な技術開発競争は激化し、企業の経営判断にもスピードが求められている。また、知識経済の進展により企業活動における知的財産の価値も高まっている。このような技術革新のスピードの加速化及び知的財産の価値の増大に伴い、従来にも増して権利の早期確定の要請が増大している。

権利の早期確定は、重複研究の排除、国内技術開発競争の活性化等を通じ、研究開発投資の収益貢献度を拡大し、我が国企業の国際競争力の向上に資する。また、発明の早期権利化により、積極的に研究開発に取り組むトップランナーが、独創的な高付加価値商品によって優位性を確保することが可能になるほか、革新的な技術を有する中小・ベンチャー企業の競争力強化にも資する。

また、産学官連携の進展に伴い、今後、大学等からの特許出願は増加することが予想される。産学官連携を推進していく上でも、権利の早期確定は、重要である。

(2) 他方、特許審査の現状を見れば、近年の特許出願件数の増加等に伴い、審査未着手件数（いわゆる滞貨）は年々増加し、現在、50万件、特許審査の順番待ち期間は24ヶ月に達している。加えて審査請求期間の変更に伴い、今後、滞貨はさらに約80万件まで拡大することが見込まれている。

このような特許審査の現状と権利の早期確定の重要性を踏まえれば、急増する滞貨への対応を図り、特許審査に着手するまでの順番待ち期間を短縮することにより、可能な限り早期に審査に着手できるようにすることが不可欠である。

2. 特許審査の順番待ち期間の計画的な短縮と総合施策の必要性

特許審査の迅速化は、目標を立てて計画的に進めることが必要であり、それを実効あるものとしていくためには、実現手段として有効な各種の施策を総合的に講じることが必要である。

特許審査の順番待ち期間の短縮の目標に関しては、現在、特許庁が特許審査の順番待ち期間を最終的にはゼロとするという世界に類のない目標を掲げ、滞貨の一掃に向けた総合施策の実施に取り組んでいることは高く評価できる。

このような最終的な目標に向けて迅速化を着実に実現していくためには、中・長期的な目標を設定するとともに、これを達成するための毎年度の実施計画を策定することが有効である。

その上で、これらの目標を計画的に実現するための手段としてより適切な出願や審査請求に向けた取組、特許庁その他の人的・物的体制の充実等による審査処理の促進及び特許審査迅速化に必要な基盤整備・強化といった各種の施策を総合的に講じていく必要がある。

さらに、これらの目標や計画の達成状況については、適時適切に検証し、その結果を所要の施策にフィードバックする仕組みとすることが必要である。

なお、特許審査の迅速化を進めていくに当たっては、特許庁を始め政府一丸となった取組はもとより、出願人、弁理士等関係者の協力も不可欠であり、広く関係者の協力を得る体制を構築する必要がある。

II 特許審査を迅速化するための総合施策について（提言）

本専門調査会は、上記 I を踏まえ、特許審査を迅速化するための総合施策について以下のように提言する。

特許審査の迅速化を実効的に進めるため、以下の諸施策に総合的に取り組むべきであり、法律の手当てが必要なものについては、特許審査迅速化法案（仮称）として 2004 年通常国会に提出すべきである。

1. 目標・計画の策定とその検証のための枠組みの構築

特許審査について順番待ち期間の短縮に関する中・長期目標を設定するとともに、それらの目標を実現するための毎年度の実施計画を策定し、その達成状況を検証するための枠組みを知的財産基本法の推進計画において定める。

（1）特許審査について順番待ち期間を最終的にはゼロとすることを目指し、それをできるだけ短縮するための 5 年間の中期目標と 10 年間の長期目標とを推進計画において定めるとともに、経済産業省は、それらの目標を実現するための毎年度の実施計画を策定する。

中・長期目標及び毎年度の実施計画においては、目標値のほか、特許法その他の制度の改善、特許庁その他の人的・物的体制の充実及び審査効率の向上、出願・審査請求に係る調査環境の整備、特許出願の適切な管理その他特許審査の迅速化のための具体的事項を定める。

（2）経済産業省は、上記目標及び計画の達成状況について、少なくとも毎年 1 回、知的財産戦略本部に報告するとともに公表する。

（3）知的財産戦略本部においては、上記報告について総合的かつ多面的な検証を行い、必要に応じ、政府内外の関係者に対する情報の提供や協力の要請その他必要な措置を講じる。

2. 目標を実現するための各種施策

(1) より適切な出願や審査請求に向けた取組

先行技術調査の徹底した実施に向けた措置

- ・ 特定指定調査機関の調査レポート添付による料金減額を通じて審査請求段階での先行技術調査にインセンティブを付与する。
- ・ 特許公報等のインターネット化により、先行技術に係る情報提供を改善し、企業の先行技術調査の環境を整備する。
- ・ 特許電子図書館の高速化、企業の特許関連の情報提供などを通じ、企業の出願・審査請求を改善するために必要な情報提供を実施する。

実用新案制度の魅力の向上

- ・ 保護期間の延長等により、実用新案制度の魅力を向上させる。
- #### 企業経営者への協力要請
- ・ 出願件数上位の企業の経営者に対し、出願・審査請求を改善するよう協力を要請する。

弁理士の貢献

- ・ 特許制度における中小企業支援施策の広報活動に協力する。
- ・ 中小企業等が行う先行技術調査に対する指導を行うなど、迅速・的確な特許権の獲得に協力する。

(2) 審査処理の促進のための措置

特許審査官の確保

- ・ 必要な審査官及び任期付審査官の十分な確保を図る。

アウトソーシングの拡充

- ・ 先行技術調査の外注先である指定調査機関の公益法人要件などの見直しにより、民間調査機関等の参入を促進するなど、アウトソーシングの拡充に向けた環境を整備する。

(3) 特許審査迅速化に必要な基盤整備・強化のための措置

- ・ 特許審査迅速化に必要な内外への研修・人材育成機能の強化及び情報サービス機能の強化を図るべく、独立行政法人工業所有権総合情報館に必要な業務を追加し、弾力的展開を図る。